

## 軽自動車税が改正されます

税制改正により来年度から軽自動車税の税率が変更になります

▶平成27年度から税額が引き上げとなる車両

		区分	現行	改正後
原動機付自転車	1種	～50cc(ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	2種	50～90cc	1,200円	2,000円
	3種	90～125cc	1,600円	2,400円
	ミニカー	三輪以上で排気量が50cc以下のもの	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪	125～250cc	2,400円	3,600円
	雪上車	スノーモービルなど	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	農耕用トラクターや農業散布車などで乗用装置があり、最高速度が35km/h未満のもの	1,600円	2,000円
	その他	その他作業用のリフト、ショベルローダーなどで、最高速度が15km/h未満のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	小型二輪	250cc～	4,000円	6,000円

▶平成27年4月1日以後に新車新規登録されたもののみが引き上げの対象となる車両

		区分	現行	改正後
		軽三輪	3,100円	3,900円
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

※平成27年3月31日以前に新車新規登録された車両については、税額が据え置きとなります。

## グリーン化推進のため平成28年度から重課税率が導入されます

▶最初の検査から13年を経過したものが引き上げの対象となる車両

区分	重課後	
軽三輪	4,600円	
軽四輪	乗用 自家用	12,900円
	乗用 営業用	8,200円
	貨物 自家用	6,000円
	貨物 営業用	4,500円

(例)軽四輪 乗用 自家用の場合

最初の検査	税額	
平成14年12月以前	～平成27年度	平成28年度～
	7,200円	12,900円
平成27年3月	平成27～39年度	平成40年度～
	7,200円	12,900円
平成27年4月	平成27～40年度	平成41年度～
	10,800円	12,900円

※最初の検査とは、車検証に記載されている初度検査年月のことです。

## 家屋を取り壊した際の届け出

固定資産税は、毎年1月1日現在(賦課期日)の状況で課税されます。そのため、家屋の取り壊しがあった場合は翌年度から課税されなくなります。年内に取り壊しを行っていても家屋滅失届の提出がない場合には、固定資産税を減額できないこともありますので、必ず年内に書類の提出を行ってください。ただし、登記家屋を法務局で滅失登記した場合には、町への届け出は必要ありません。やむを得ない事情により来庁が困難である場合には、役場税務課までご連絡ください。

家屋滅失届は税務課の窓口にあります。届け出の際は印鑑をご持参の上、来庁していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先/役場税務課 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

## 滞納は許さない！ さらに強化します 滞納処分

### 自立した町づくりのために

滞納は、納税している方と公平性を欠く、決して許されない行為です。町税などの収入は、町が存続するための貴重な自主財源であり、滞納すると町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことになります。

住みよいまちづくりのためにも、納期内納付の徹底をお願いします。

### 滞納者を引き継ぎます - 釧路・根室広域地方税滞納整理機構 -

滞納処分を専門に処理し、町村に代わって徴税につなげるため、釧路・根室管内11町村(本町を含む)で「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」を設立し、積極的な滞納整理を進めています。

この組織は、例えば弟子屈町から引き継がれた滞納者が、滞納額全額の一括納付、または1年以内の短期的な分割納付をしなければ、徹底した財産調査などを行った上で差し押さえを行い、強制的に徴収します。

また、引き継がれた滞納者については、徴収のための戸別訪問は行わず、差し押さえなどの滞納処分を粛々と進めていきます。この間、弟子屈町役場税務課での納税相談などはできなくなります。

このような滞納処分を受けないためにも、同機構への引き継ぎの対象にならないよう、税の納期内納付や早めの納税相談をお願いします。

#### 【機構が行う滞納処分】

- ▶ 給与/勤務先の会社へ給与照会を行い、給与を差し押さえます。
- ▶ 敷金・家賃収入/借家の敷金や入居者の家賃を差し押さえます。
- ▶ 動産/自動車や貴金属、家電製品などを、強制調査(家宅などの搜索)により差し押さえます。
- ▶ 不動産/家屋や土地を差し押さえます。
- ▶ 生命保険/生命保険を強制的に解約し、解約返戻金を差し押さえます。
- ▶ 預貯金/銀行預金や郵便貯金を差し押さえます。

※これらの処分については、町でも随時実施しています。

### 夜間納税窓口をご利用ください

次のとおり、税務課職員を配置して夜間納税窓口を開設します。日中、役場へ来られない方は、ぜひご利用ください。納税相談も受け付けています。

- ▶ 開設日/12月24日(水)
- ▶ 開設場所/役場庁舎(税務課)・川湯支所
- ▶ 開設時間/午後8時まで

※水道課も同様に開設します。

#### 平成26年度 町税などの納期一覧(12月～3月)

月	納期限	固定資産税	町道民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者保険料
12月	12月1日(月)	4期		6期		6期
	12月25日(木)		4期	7期	4期	7期
1月	2月2日(月)			8期		8期
2月	2月25日(水)			9期	5期	9期

### 個人住民税の特別徴収を

釧路総合振興局と町では、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主(給与支払者)の皆さんを対象に、平成26年度から順次、特別徴収義務者に指定する取り組みを行っています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主の方が従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員の方の代わりに納入していただく制度です。従業員の方にとっては、年12回に分けて徴収(天引き)されるため、普通徴収で年に4回納付書で納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なく、納め忘れがなくなるなどのメリットがあります。

詳しくは、お問い合わせください。

12月は

# 町税等完納強調月間です

町税や保険料・水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか？